

業態転換等支援事業 よくあるご質問

【応募対象者等について】

Q1	応募企業1社(個人事業主1人)につき、複数の事業を応募してよいか。
A1	応募企業1社(個人事業主1人)につき、1件のみの応募とさせていただきます。 なお、応募した事業が不採択となった場合は、新たに別事業を応募することが可能です。

Q2	製造業を行っている企業であるが、対象となるか。
A2	製造業も対象となります。

Q3	補助金の対象外となる業種はあるか。
A3	一次産業(農林漁業)や風俗営業は対象外となります。

Q4	半年前に市外から市内に主たる事業所を移転したが、対象となるか。
A4	申請時点で市内に主たる事業所があり、事業歴が1年以上であれば対象となります。

Q5	個人事業主で、自宅は市外だが店舗は市内にある場合、対象となるか。
A5	市内の施設にて1年以上事業を行っていれば対象となります。

Q6	現在市内で事業を行っているが、新事業を市外で行う場合対象となるか。
A6	市外に店舗等の新たな事業拠点を設置する場合は対象となりません。

【併用について】

Q7	他の補助金との併用は可能か。
A7	国、県又は市等と同様の目的の補助金と併用をすることはできません。 ただし、秋田県「商業・サービス産業経営革新事業費補助金」(以下「県補助金」という。)については併用可能です。 ※併用する場合、県補助金の交付決定後に申請となります。

Q8	県補助金と併用する場合、補助金額の計算方法について教えて欲しい。												
A8	<p>県補助金と併用する場合、補助対象経費の3分の2から県補助金額を控除した額とし、50万円を上限とします。具体的な計算方法は下記のとおりです。</p> <p>①対象経費90万円 県補助金額30万円の場合</p> <p>対象経費90万円×3分の2=60万円 60万円－県補助金額30万円=30万円(市補助金額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">県補助金額 30万円</td> <td style="background-color: #FFFF00;">市補助金額 30万円</td> <td>自己負担 30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> </tr> </table> <p>②対象経費300万円 県補助金額100万円の場合</p> <p>対象経費300万円×3分の2=200万円 200万円－県補助金額100万円=100万円 →50万円(市補助金額:上限50万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">県補助金額 100万円</td> <td style="background-color: #FFFF00;">市補助金額 50万円</td> <td>自己負担 150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table>	県補助金額 30万円	市補助金額 30万円	自己負担 30万円	1/3	1/3	1/3	県補助金額 100万円	市補助金額 50万円	自己負担 150万円	1/3	1/6	1/2
県補助金額 30万円	市補助金額 30万円	自己負担 30万円											
1/3	1/3	1/3											
県補助金額 100万円	市補助金額 50万円	自己負担 150万円											
1/3	1/6	1/2											

【提出書類について】

Q9	2年前に創業しており、3期分の決算書が用意できない場合どうすればよいか。
A9	創業から3年経過していない場合は、作成済みの決算書をご提出ください。
Q10	その他事業計画に関する資料とは何か。
A10	購入設備、備品のカタログや改装後の店内図面など、事業に関する補足的な説明資料となります。なお、事業の審査にあたり、追加で資料請求する場合がございます。

【対象経費等について】

Q11	応募前に購入したものがあがるが、補助金の対象となるか。
A11	補助の対象となる経費は、交付決定後に発注、契約、納品、支払したものに限られますので、応募前に発生した費用は、交付決定前着手を市が認めた場合を除き補助対象となりません。交付決定前に着手する場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。
Q12	車両の購入を検討しているが、補助金の対象となるか。
A12	汎用性の高い経費は対象外であることから、一般車両の購入費用は対象外となります。ただし、例えば除雪車やキッチンカーのような特殊車両を購入する場合は、事業に必要不可欠であれば対象となります。

Q13	自宅の改装費は対象となるか。
A13	住宅部分に対する改装費は対象となりません。

Q14	広告宣伝費の3分の1以内や外部委託費の2分の1以内とはどういうことか。
A14	<p>広告宣伝費と外部委託費については補助対象経費へ算入できる金額に上限を設けております。具体的には以下のとおりです。</p> <p>【広告宣伝費の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備導入費15万円、工事費15万円、広告宣伝費60万円の場合 <p>補助対象経費合計:90万円 広告宣伝費上限額:90万円×広告宣伝費上限率3分の1=30万円 よって補助額の算出は 設備導入費15万円+工事費15万円+広告宣伝費30万円=60万円 60万円×補助率3分の1=20万円(補助額) ※外部委託費についても上限率2分の1で同様の計算となります。</p>

Q15	補助金の交付申請時に見積書を提出した物品等と違うものを購入することは可能か。
A15	<p>原則、補助金交付申請時に提出いただいた見積書のものをご購入してください。 なお、購入予定の物品等が在庫切れ等により購入が不可能となった場合は、別途変更申請により代替品の購入が可能となる場合がありますので、購入前にご相談ください。</p>

Q16	物品等をクレジットカードで購入することは可能か。
A16	<p>可能です。購入後に、物品等購入先から発行される領収書を提出してください。領収書の発行が困難な場合は、支払い先や支払い金額の分かる書類を提出していただく必要がありますのであらかじめご相談ください。</p>

【新分野進出について】

Q17	新分野進出とは、どのようなものか。
A17	<p>日本標準産業分類の小分類が変わるような取組が対象となりますが、事前に連絡をいただき、該当するかどうかを判断させていただきます。</p>

Q18	過去に飲食業と不動産業を営んでいたが、飲食業については1年前に事業終了している。今回、飲食業を再開するが、これは新分野進出に該当するか。
A18	<p>次のいずれにも該当する場合、新分野進出に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 事業終了から6カ月以上経過していること。 2, 既存事業について、1年以上継続していること。 <p>質問の例でいうと、飲食業は終了から6カ月経過しているため、不動産業を1年以上継続していれば、新分野進出に該当します。 なお、申告書や賃貸契約書など、事業終了の時期を証明できる資料が必要となります。</p>

【業態転換について】

Q19	業態転換とはどのようなものか。
A19	業態転換について、以下のような事業が想定されます。 ・飲食店が新たにキッチンカーでの販売を始める。 ・店舗販売を行っている小売店が、インターネットなどを活用した販売を始める。

Q20	既にキッチンカーで販売を行っているが、新たなキッチンカーの購入も対象となるか。
A20	既に1台目を所有しており、新規の導入ではないため、2台目以降の購入は対象外です。

【生産性向上について】

Q21	生産性向上とはどのようなものか。
A21	生産性向上について、以下の3つが想定されます。 ①生産する商品や提供するサービスの価値を向上するための投資 例：薬局が全自動散薬分包機を導入し、安全性と分包速度の向上を図る。 ②新商品を開発するために必要な投資 例：米粉を利用した麺を作るため、米粉に対応した製麺機を導入する。 ③最新のデジタルシステムの導入で業務工程改善やサービス向上を図る投資 例：IoTを使ったセンサーや遠隔監視・自動通知システム等を導入し、商品の保管温度や在庫を管理する。

Q22	新しくホームページを作りたいが対象となるか。
A22	既存事業のホームページ作成は対象となりません。ただし、新分野進出や業態転換に該当する事業についてのホームページ作成であれば広告宣伝費として対象となります。

Q23	会計にキャッシュレスシステムを導入したいが対象となるか。
A23	キャッシュレスの端末にかかる費用は対象外となります。

Q24	新紙幣対応のため設備やシステムを導入したいが対象となるか。
A24	新紙幣対応のみを目的とした場合は対象外となります。